第六条　専門職大学設置基準第六十六条第一項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学省告示第百六十四号（大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十六条第一項」と、「大学が国際連携学科」とあるのは「専門職大学が国際連携学科」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。

第七条　専門職大学設置基準第六十七条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十七条第二項」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。

第八条　専門職大学設置基準第七十三条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十三条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「大学設置基準第十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十五条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四十六条」と、「大学設置基準第三十七条の二」とあるのは「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。

第九条　専門職大学設置基準第七十四条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第四十四号（大学設置基準第四十六条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。

○文部科学省告示第百十号

専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十五条第二項、同条第四項、第二十三条第一項、第二十六条第一項第四号、第二十九条第一項、第六十三条第一項、第六十四条第二項、第七十条及び第七十二条の規定に基づき、専門職短期大学に関し必要な事項を次のように定め、平成三十一年四月一日から施行する。

平成二十九年九月八日

文部科学大臣　林　芳正

第一条　専門職短期大学設置基準第十五条第二項の規定に基づき、専門職短期大学が履修させることができる授業等については、平成十三年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第十一条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第十五条第一項」と、「短期大学設置基準第十七条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第二十五条第一項」と読み替えるものとする。

第二条　専門職短期大学設置基準第十五条第四項の規定に基づき、専門職短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合については、平成十五年文部科学省告示第五十一号（短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第十一条第四項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第十五条第四項」と読み替えるものとする。

第三条　専門職短期大学設置基準第二十二条第一項の規定に基づき、専門職短期大学が単位を与えることのできる学修については、平成三年文部省告示第六十九号（短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学において短期大学教育」とあるのは「専門職短期大学において専門職短期大学教育」と、「第百八条第一項に規定する短期大学」とあるのは「第百八条第四項に規定する専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第四条　専門職短期大学設置基準二十三条第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位（専門職短期大学設置基準第二十七条に規定する専門職短期大学であって同条に規定する要件を卒業の要件とするもの（以下この条において「専門職短期大学設置基準第二十七条の短期大学」という。）にあっては十五単位）を超えないものとする。

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該専門職短期大学の教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。）を有することにより、当該専門職短期大学の授業科目における修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者 一　法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査 二　前号に掲げるもののほか、前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であって、次に掲げる要件を備えたもの イ　審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること ロ　審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百八条第四項に規定する専門職短期大学の目的に照らして適切なものであること ハ　審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること ニ　審査の実施の方法が、適切かつ公正であること	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位を超えない範囲で、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位（専門職短期大学設置基準第二十七条の専門職短期大学にあっては、十五単位）を超えない範囲で与える。